

意見書

平成 21 年 7 月 17 日

通信・放送の総合的な法体系に関する
検討委員会事務局 御中

郵便番号 140-0002
住所 とうきょうとしながわくひがししながわ
東京都品川区東品川4-12-3
しながわしーきいどらくてんたわー
品川シーサイド楽天タワー
名称 らくてんかぶしがいしや
楽天株式会社
代表者 だいひょうとりしまりやくかいちとうけんしやちやう 代表取締役会長兼社長 みきたに ひろし 三木谷 浩史

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 意見

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」

楽天(株)

項目	楽天(株)からの意見
全体	<p>(意見) 法体系見直しによって目指すべき最終的な目標を明確に示すとともに、その目標の一つとして、情報通信産業の振興や我が国産業の国際競争力の強化を掲げるべきと考えます。</p> <p>(理由) この見直し実現すべき事項を明確化することが不可欠ですが、現在の答申(案)では抜本的改正を基礎付けるための最終目標が必ずしも明確になっていません。</p> <p>さらに、諸外国で通信・放送の融合やメディアの再編が急速に進展している中で、日本だけが取り残される危険性も存在し、情報通信産業の国際競争力の強化は喫緊の課題であります。したがって、通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際競争力の強化を含む産業振興が目的であることを明確に位置づけるべきと考えます。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (4)「オープンメディア・コンテンツ」に関する規律</p>	<p>(意見) いわゆる従来の「放送」以外について新たな規律を設けないとの基本的方針は評価しますが、以下の理由から、そもそもインターネット上のコンテンツに対する規制のあり方については慎重かつ十分な国民的議論が行われる必要があることから、その旨を改めて意見として提出いたします。</p> <p>(理由) インターネット上のコンテンツに対する規制については、憲法が保障する「表現の自由」との関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性があるのかどうかについて、慎重かつ十分な国民的議論が必要です。</p> <p>「放送」を規律する条件の一つとして「社会的影響力」が挙げられているが、非常にあいまいで非適切であると考えます。</p> <p>新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって国民の知る権利を支える情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。</p> <p>また、違法・有害情報対策については、行政機関が直接関与しないことは絶対に守られなければならない原則であり、違法有害情報の具体的な内容に直接間接を問わず行政機関が関与したり、民間事業者による削除等の対応に行政機関が直接間接を問わず影響力を及ぼすことは厳に慎まなければならないと考えます。</p> <p>仮に違法有害情報の対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。</p> <p>さらに、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。</p>
5. プラットフォーム規律	<p>(意見)</p>

	<p>「5 プラットフォーム規律」の項目全体を削除するとともに、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行すべきであると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>有料放送管理事業以外のプラットフォーム機能を規律しないことが明確になったことについては評価いたしますが、そもそも有料放送管理事業については、放送という限定された分野において一部の事業者が認証課金業務等を寡占しているという特殊要因が存在することを理由に規制されているに過ぎません。プラットフォーム規律に関する議論の結果としては、プラットフォーム規律として想定すべきものはなかったという結論だと考えるべきです。</p> <p>仮に、「プラットフォーム規律」の項目を残すとしても、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行した上で、「5 プラットフォーム規律」には、単に「プラットフォーム規律として想定すべきものはなかった」ことを記載するだけに留めるべきです。また、これに加えて、その理由として以下の3点を記していただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム機能は、事業者が利用者利便性向上のため新たなサービスを展開する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分についてオープン性を義務付けることは、競争するためのインセンティブを奪うおそれがあり、情報通信産業の国際競争力向上や技術革新による利用者利便性向上をかえって阻害することにもなりかねない。 ・ 今後の技術革新等により、どのようなサービスがインターネット上に出現するかを見通すことが難しい状況の中で、あいまいな定義で規制が行われることとなれば、予見可能性がないので、事業者によるイノベーションを阻害する懸念がある。 ・ もし、日本の事業者のみにプラットフォーム規制が課されるということであれば、事業者の自由な事業展開を阻害し、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力に甚大な悪影響を及ぼしかねない。
6 . 紛争処理	<p>(意見)</p> <p>コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理のあり方については、「紛争処理委員会」の機能拡大という結論にこだわらず、慎重な検討が必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理については、コンテンツ事業等の振興の観点からの配慮など多角的な視点での議論も必要であり、電気通信事業法の枠組みをはじめ、通信・放送融合法制の枠組みだけで紛争処理の仕組みを作ることには疑義があります。よって、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能については、当該委員会への機能追加の方向ではない、他の方法も方向性として十分考慮した形とするのが適当であると考えます。</p>
全体	<p>情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制についても、今後の検討課題として掲げるべきです。その際には、官が担うべき役割についてそれを極小化する方向で再検討し、担当範囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えます。</p>

	<p>(理由)</p> <p>通信・放送の融合・連携による新サービスを促進し、情報通信産業の国際競争力を強化するためには、それを担う組織も日々変わる市場環境に柔軟かつ適時適切に対応することが必要になります。また、事業者のイノベーションを生み出し、国際競争力強化を的確に行っていくためには、民間の自律に委ねられるところは極力委ねることが適当であります。</p>
--	---

以上